

《事故関係マニュアル》

貨物自動車運送事業者用

I. 事故

1. 目的

貨物自動車運送事業者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」（昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。）第4条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」（平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」といいます。）第1項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第2条に該当する事故にあつては、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 2名以上の死者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号イ）
- ② 5名以上の重傷者を生じた事故（報告規則第4条第1項第2号ロ）
- ③ 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故（報告規則第4条第1項第3号）
- ④ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）（報告規則第4条第1項第4号）
 - i 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

- ⑤ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。）を伴う事故（報告規則第4条第1項第5号）
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故（マニュアル固有）
- ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせがあったとき（告示第1項）

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び**別添1**の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**速やかに**各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、**速やかに**第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

各運輸支局検査整備保安担当

TEL・FAX **（別添連絡先名簿）**

様式 **（別添様式）**

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-1971-6711 hokkaido-hoan@docomo.ne.jp

（☆）2.（1）④については、**特に速やかな**報告をお願いします。

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 事故車の登録番号
- オ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
（2.（1）④にあつては、危険物等の種類、積載量、漏洩の状況）
- カ 事故概要
- キ 情報入手先
- ク その他判明している事項
- ケ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

上記の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、北海道運輸局又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことが無いよう、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

【別添様式】

F A X 送信票

各運輸支局検査整備保安担当 あて

年 月 日
時 分 現在

F A X (別添連絡先名簿)

事故報告 (第 報)

事業者名			
事故発生日時	平成	年	月 日 時 分
事故発生場所			
事故車の登録番号			
死者数	総負傷者数		
	うち重傷者数		
	名	名	名
危険物等の種類	危険物等の積載量		
<漏洩の状況>			
<事故概要>			
情報入手先			
<その他判明している事項>			
緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名	TEL		

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 危険物等の飛散・漏えい事故
5. 酒気帯び運転を伴う事故
6. 自然災害に起因する可能性のある事故
7. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

貨物自動車運送事業者

報告

速やかに

報告は管轄の運輸支局等へ！

各運輸支局検査整備保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話・FAX: **連絡先名簿のとおり**

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 080-1971-6711 hokkaido-hoan@docomo.ne.jp

4.のうち
大量のものは速やかに！

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④事故車の登録番号
- ⑤死者数、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥事故概要
- ⑦情報入手先
- ⑧その他判明している事項

⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

※第1報報告後の追加情報も速やかに報告

Ⅱ. 事件

1. 目的

貨物自動車運送事業者には運行の安全にかかわる事件が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

また、車両の爆破予告など重大事件が発生するおそれがある場合には、事件の未然の防止を図ることが求められております。

このため、以下の事件等に関する情報の速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様には速やかな報告をお願いすることによって、情報の迅速な伝達及び事件等への円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

2. 特定重大事件発生時の対応

(1) 速報の対象となる特定重大事件

速報していただく特定重大事件は、以下のとおりです。

- ①施設の不法占拠
- ②爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

(2) 速報（第1報）

速報の対象となる特定重大事件が発生した際には、以下の手順等及び**別添2**の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**直ちに**各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、**直ちに**第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内】（祝祭日を除く月曜～金曜の8：30～17：15）】

各運輸支局検査整備保安担当

TEL・FAX **（別添連絡先名簿）**

様式 **（別添様式1）**

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 080-1971-6711 hoakkaido-hoan@docomo.ne.jp

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事件種別
- イ 事件概要
- ウ 被害の概要（死傷者数など）
- エ 事業者名
- オ 発生日時
- カ 発生場所
- キ 被害車両の情報（登録番号、起終点など）
- ク 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ケ 情報入手先
- コ その他把握している事項
- サ 今後の対応
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握した追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に「速やかに」報告していただくとともに、北海道運輸局又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢を取っていただくようお願いいたします。

3. 重大事件発生時の対応

(1) 「速報」の対象となる重大事件

特定重大事件以外の報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、または及ぼすおそれのあるもの

(2) 速報（第1報）

「速報」の対象となる重大事件が発生した際には、以下の手順等及び「別添2」の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を「速やかに」各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、「速やかに」第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

(注) 各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内】(祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)】

各運輸支局検査整備保安担当

TEL・FAX (別添連絡先名簿)

様式 (別添様式2)

【連絡先の勤務時間外(月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 080-1971-6711 hoakkaido-hoan@docomo.ne.jp

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事件概要
- イ 被害の概要(死傷者数など)
- ウ 事業者名
- エ 発生日時
- オ 発生場所
- カ 被害車両の情報(登録番号、起終点など)
- キ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ク 情報入手先
- ケ その他把握している事項
- コ 今後の対応
- サ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握して追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、北海道運輸局又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢を取っていただくようお願いします。

4. 特定重大事件又は重大事件の予告時の対応

(1) 速報の対象となる事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

(2) 速報(第1報)

速報の対象となる事件予告があった際には、以下の手順等及び別添2の連絡フローにより報告をお願いします。

① 速報手順

緊急連絡担当者は、第1報を速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先(注)へご連絡ください。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得た場合は、当該事件に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握されている範囲で結構ですので、**速やかに**第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先に報告をお願いします。

(注) 各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内】(祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15)】

各運輸支局検査整備保安担当

TEL・FAX **(別添連絡先名簿)**

様式 **(別添様式2)**

【連絡先の勤務時間外(月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日)】

携帯電話 080-1971-6711 hoakkaido-hoan@docomo.ne.jp

② 報告事項

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 受信日時、受信者、受信方法、受診回数等
- ウ 予告日時、予告場所、予告内容
- エ 情報入手先
- オ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- カ その他把握している事項
- キ 今後の対応
- ク 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

緊急連絡担当者は、第1報後に把握して追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に**速やかに**報告していただくとともに、北海道運輸局又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢を取っていただくようお願いします。

5. その他

特に連絡のとりにくい休日、夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことが無いよう、連絡態勢の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報の把握・伝達が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名選任してください。

F A X 送信票

各運輸支局検査整備保安担当 あて

年 月 日
時 分 現在

F A X (別添連絡先名簿)

特定重大事件報告 (第 報)

事件種別	施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質等の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名 _____	TEL _____

F A X 送信票

各運輸支局検査整備保安担当 あて

年	月	日
時	分	現在

F A X (別添連絡先名簿)

重大事件報告 (第 報)

<事件概要>

被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名 _____	TEL _____

F A X 送信票

各運輸支局検査整備保安担当 あて

年 月 日
時 分 現在

F A X (別添連絡先名簿)

事件予告報告 (第 報)

事業者名	
受信日時	年 月 日 時 分
受信者	
受信方法	
受診回数	
予告日時	年 月 日 時 分
予告場所	
<予告内容>	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
情報入手先	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名	TEL

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告

- 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

貨物自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局へ！

各運輸支局検査整備保安担当
連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)

直通電話・FAX : 連絡先名簿のとおり

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 080-1971-6711 hokkaido-hoan@docomo.ne.jp

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤発生日時
- ⑥発生場所 ⑦被害車両の情報 ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑨情報入手先
- ⑩その他把握している事項 ⑪今後の対応 ⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
- ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③予告日時、場所、受信内容
- ④情報入手先
- ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

事業用自動車 事件・事故等連絡先名簿

運輸局・支局連絡先名簿(保安担当・第一報等報告先)

	部・課・職名	直 通	FAX	緊急連絡先
本局	自動車技術安全部保安・環境調整官	011-290-2754	011-290-2705	080-1971-6711
札幌	検査整備保安担当	011-731-7168	011-712-2406	
函館	検査整備保安担当	0138-49-8864	0138-49-1042	
旭川	検査整備保安担当	0166-51-5363	0166-51-5273	
室蘭	検査整備保安担当	0143-44-3013	0143-44-4019	
釧路	検査整備保安担当	0154-51-2523	0154-51-6523	
帯広	検査整備保安担当	0155-33-3282	0155-36-2669	
北見	検査整備保安担当	0157-24-7633	0157-61-8248	

支局連絡先名簿(輸送担当)

	部・課・職名	直 通	FAX
札幌	輸送・監査担当	011-731-7167	011-712-2405
函館	輸送・監査担当	0138-49-8863	0138-49-1042
旭川	輸送・監査担当	0166-51-5272	0166-54-4755
室蘭	輸送・監査担当	0143-44-3012	0143-44-4019
釧路	輸送・監査担当	0154-51-2514	0154-51-6523
帯広	輸送・監査担当	0155-33-3286	0155-36-2669
北見	輸送・監査担当	0157-24-7631	0157-61-8248

北海道運輸局自動車交通部関係連絡先名簿

	部・課・職名	直 通	FAX
北海道運輸局	自動車交通部旅客第一課	011-290-2741	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		
	自動車交通部旅客第二課	011-290-2742	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		
自動車交通部貨物課		011-290-2743	011-290-2704
	課 長		
	課長補佐		